

服装に関する規定

平成9年4月改訂

[常に質素、清潔を保ち、各人の自覚のもとに高校生としてふさわしい服装であるよう努めること。]

〈男子〉

(1) 頭髪

頭髪は、常に学生らしい髪型であるよう注意すること。

パーマ・染色・脱色等の加工は禁止する。

(2) 制服

イ) 学校指定の制服を着用すること。

ロ) ネクタイは必ず締めること。(指定期間中はその限りではない)

(注) シャツのすそはズボンの中に入れること。

(3) 靴

スニーカー、革靴、いずれでもよいが派手な色、形は避けること。サンダル、スリッパは禁止する。

(4) 防寒具

イ) 寒くなればブレザーの上に防寒具を着用してもよい。

ロ) 防寒具は登下校時にのみ使用すること。

ハ) セーターは学校指定のものを着用すること。

〈女子〉

(1) 頭髪

頭髪は、常に学生らしい髪型であるよう注意すること。

パーマ・染色・脱色・エクステンション等の加工は禁止する。

(2) 制服

イ) 学校指定の制服を着用すること。

ロ) リボン・ネクタイは必ずつけること。(指定期間中はその限りではない)

(3) 靴

スニーカー、革靴、いずれでもよいが派手な色、形は避けること。サンダル、スリッパは禁止する。

(4) 防寒具

イ) 寒くなればブレザーの上に防寒具を着用してもよい。

ロ) 防寒具は登下校時にのみ使用すること。

ハ) セーターは学校指定のものを着用すること。

(留意事項)

1. 制服を加工してはならない。

2. 化粧、アクセサリー、その他装飾品については一切禁止する。